



Title	会社法改正要綱と詐害的会社分割：最判平成二四年一〇月一二日を素材として
Author(s)	山下, 真弘
Citation	阪大法学. 2013, 62(5), p. 337-362
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60185
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

会社法改正要綱と詐害的会社分割

——最判平成二四年一〇月一二日を素材として——

山 下 眞 弘

- 一 本稿の目的
- 二 最高裁判決の立場
- 三 下級審の判決状況
- 四 詐害行為取消権と法人格否認の法理
- 五 会社法改正要綱による規律
- 六 今後に備えて

一 本稿の目的

会社分割に関する現行会社法の規律によれば、分割会社Aに債権を有する残存債権者Xは債権者保護手続の対象外とされており、分割無効の訴えの原告適格も有していない。会社分割により設立もしくは承継する会社Yから取得する対価によって、Xが債権の満足を得ることができるのがその理由である。そのため、Xには全く知らされないまま、会社分割が実行される。この仕組みを濫用して、債務超過の状況にあるA会社が優良部門を新設会

社もしくは承継会社（以下、「承継会社等」ともいう）に移転させ、残存債権者の利益を害し、債権者平等原則に反する結果を招きかねない。このような事態が生じるのは、会社法では債務の履行の見込みがなくてもその旨を開示すれば足りるとされ（会社法施行規則二〇五条七号等）、しかも分割の対象に事業性を要しないもの（会社法二条二九号・三〇号参照）とされた一連の緩和策が少なからず影響しているものと評されよう。

このような濫用的・詐害的な会社分割の事案が増加してきたため、その対応に迫られ、詐害行為取消権や否認権の行使などを認めることで解決する判決が目立ってきた。その反面、会社分割は事業再生に不可欠な制度でもあり、その利用促進との兼ね合いにも配慮する必要がある。残存債権者の保護と会社分割当事者の利益の調整、さらに承継会社等の債権者との利害調整にも目配りする必要がある。なお、残存債権者の中には、分割会社と直接の関係をもつ債権者もあれば、転々と債権譲渡が繰り返された後のサービスの一とき債権者もあるが、この場合に元の債権から大幅に債権の買取額が減額されていることも予想される。そのような場合に満額請求を認めるのが妥当であるかは、とりわけ極端な場合について議論の余地があるかも知れないが、基本的に考慮するには及ばないであろう。

この状況の中につって、会社分割に詐害行為取消権の行使を認めた最高裁として初の判断が示され、それと相前後して会社法改正要綱も公表された。そこで本稿では、改正要綱の規律内容も参考しつつ、この最高裁判決を中心に、最近の下級審判決も踏まえ総合的に検証してみたい。

二 最高裁判決の立場

第一判平成二四・一〇・一二（金判一四〇二号一六頁）

控訴審 大阪高判平成二一・一二・二三（金法一九一六号一〇八頁）

1 事案の概要

(1) 信用組合Bは、平成二二年一二月一三日、有限会社Cに対し、五億六〇〇〇万円を貸し付け（以下、この債権を「本件貸付債権」という）、株式会社Dは、同日、Bに対し、本件貸付債権に係る債務を連帯保証した（以下、これを「本件保証債務」という）。Bは、平成一四年五月一〇日、株式会社整理回収機構（RCC）Eに対し、本件貸金債権を譲渡し、Eは平成一七年九月一六日、Fに対し、本件貸金債権を譲渡し、同社は、同日、X債権回収株式会社（原告・被控訴人・被上告人）に対し、本件貸付債権の管理および回収を委託した。同日時点における本件貸金債権の元本残高は四億五五〇〇万円である。Aは、平成一六年八月六日、Dを吸収合併し、本件保証債務を承継した。

(2) Aは、平成一九年九月一日、Y株式会社（被告・控訴人・上告人）を新設すること、AはYに本件不動産を含む別紙明細表記載の権利義務を承継すること、YがAにYの発行する株式の全部を割り当てるなど等内容とする新設分割計画書を作成し（以下、これに基づく新設分割を「本件新設分割」という）、同年一〇月一日、Yの設立の登記がなされ、本件新設分割の効力が生じた。本件新設分割により、YはAから一部の債務を承継し、Aは上記承継に係る債務につき重畠の債務引受けをしたが、本件保証債務はYに承継されなかつた。Aは、同年一〇月一二日、本件不動産について、同月一日会社分割を原因として、Yに対する所有権移転登記手続をした。

(3) Aが本件新設分割をした当時、本件不動産には約三三〇〇万円の担保余力があつた。しかし、Aは、その当時、本件不動産以外には債務の引当てとなるような特段の資産を有しておらず、本件新設分割およびその後に

行われた株式会社Gを新たに設立する新設分割により、YおよびGの株式以外には全く資産を保有しない状態となつた。なお、Xは、Aに対して、Cに対する本件貸金債権のうち三〇〇〇万円および遅延損害金の支払いを求める訴えを提起し、平成二〇年一月二五日、Xの請求を全部認容する旨の判決が言い渡されている。

以上の事実関係のもとで、Xが、本件新設分割が詐害行為に当たるとして、Yに対し、その取消しと、本件不動産承継の取消し、所有権移転登記の抹消登記手続を求めたのが本件訴訟である。これに対し、Yは、新設分割は詐害行為取消権の対象となるないと反論した。

2 本判決の要旨

最高裁は、上告を棄却（Xの請求認容）し、原審と同じく、民法四二四条により詐害行為取消権を行使して、会社設立の効力に影響しないという形での新設分割の取消を認めた。

(1) 本判決は、まず、新設分割の性質を次のように確認している。「新設分割は、……財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものである」ということができるが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。……このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。」

(2) 「そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」とい

う。)の債権者を保護するための規定が設けられているが(同法八一〇条)、一定の場合を除き新設分割株式会社に對して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社(以下「新設分割設立株式会社」という。)にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によつてその保護を図る必要性がある場合が存するところである。」

(3) 「ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の觀点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが(同法八一八条一項一〇号)、詐害行為取消権の行使によつて新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがつて、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもつて、新設分割が詐害行為取消権の対象にならないと解することはできない。」

(4) 結論として、「株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法四二四条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

3 争点と評価

本件は、株式会社Aに対する債権の管理および回収を委託された債権回収会社（サービスサー）Xが、Aが本件不動産を新設分割により株式会社Yに承継させたことが詐害行為に当たるとして、Yに対し、詐害行為取消権に基づき、その取消しありおよび本件不動産についてなされた会社分割を原因とする所有権移転登記の抹消登記手続を求めた事案である。

会社分割が詐害行為取消権の対象となりうるかという争点について、第一審は、①会社分割は、権利義務を承継させる財産権を目的とした行為であるから、詐害行為取消権の対象となる。②債権者保護手続の対象とされていな債権者については、会社分割に対する詐害行為取消権の行使が否定されるべき理由はない。③詐害行為取消権の効果は、分割無効の訴えと異なつて対世効を有しないので、取消訴訟の当事者間において無効とするにとどまり、法的安定性を害することはない、と判示した。さらに、原判決は第一審の理由に説明を加えて、④分割の内容によつては、債権者は分割会社に対して債権を有していても、主要資産を失つた分割会社には債務の履行の見込みがない場合もありうるので、このような債権者については、詐害行為取消権の行使を否定する理由はない。⑤詐害行為取消権の行使によって取り消されるのは、個別の財産移転に過ぎず、会社分割の効力自体に影響を与えるものではないとした。

第一審と原審は、ともに財産権の承継が取り消されるものとしているが、会社分割は組織法上の行為という側面も有していることとの関係をどのように考慮するかについては、これまでの一連の下級審も含め、本件の下級審でも言及がない。その点について最高裁判決は、その冒頭で組織法上の行為という側面との関係で一定の説明をしており、学説上も分かれていた争点に道筋をつけたという点でも画期的と評価することができる。ただ、取消の対象

が会社分割自体か会社分割に伴う財産権の承継であるかについては、判決文から必ずしも明確ではないが、会社設立の効力に影響がないとしており、かつ債権保全に必要な限度で新設会社への権利承継の効力を否定することが明らかにされているので、取消対象に関する疑念は単なる説明の問題にすぎず、実質的には解決されていると評価することができる。なお、資産の移転を取り消した後の処理については、具体的な指針が示されていないため、実務上、今後に課題は残されている。

三 下級審の判決状況

1 詐害行為取消を認めた判決

東京高判平成二二・一〇・二七（金判一三五五号四二頁、金法一九一〇号七七頁）

第一審 東京地判平成二二・五・二七（金判一三四五号二六頁、金法一九〇二号一四四頁、判時二〇八三号一四八頁）

（1） 事案の概要

Y₁株式会社（被告・控訴人）は、クレープ飲食事業および広告宣伝事業等を営んでいたが、業績が極めて不振な広告宣伝事業を切り離すため新設分割を計画し、クレープ飲食事業に関する権利義務について、Y₂株式会社（被告・控訴人）に承継させる旨の会社の新設分割（以下「本件会社分割」という）を計画した。Y₂社に承継させた資産等は、Y₁社保有のほぼ全ての無担保の残存資産および負債の一部であり、Y₂社が承継すべき全債務についてY₁社が重複的債務引受けをするという内容の計画であるため債権者異議手続が一切不要となり（会社法八一〇条一項二

号参照）、また、Y₂社発行の株式すべてがY₁に対して交付されるものとされた。本件会社分割の効力が発生した日に、Y₁社のクレープ飲食事業に関する権利義務はY₂社に承継された。なお、当初のY₁・Y₂両社の代表者は同一である。

X株式会社（原告・被控訴人）は、本件会社分割以前にY₁社に債権（これらは本件会社分割の対象外）を有していたところ、Y₁社に対し、本件被保全債権および約定遅延損害金の支払いを求めた。さらに、本件会社分割によりY₁社のクレープ飲食事業に関する権利義務を承継したY₂社に対し、本件会社分割が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権にもとづき本件会社分割の取消しを請求すると共に、上記損害賠償金等の支払いを求めて提訴した。Xの請求に対し、Y₂社は、会社分割は財産権を目的としない法律行為であるから詐害行為取消権の対象となりえない等と反論した。

（2） 第一審判決の要旨

原審は、Xの請求を認容し、本件被保全債権額の限度で本件会社分割を取り消し、同額につき価額賠償を命じた。その要旨は、以下の三点に集約できる。

①会社の新設分割は、新設分割会社から新設分割設立会社への財産の移転を要素とし、債務者としての新設分割会社の一般財産を減少させうる法律行為であるから、他にこれを否定する理由がない限り、新設分割は、その性質上、詐害行為取消権の対象になりうる。②本件の新設分割は、分割会社の一般財産の共同担保としての価値を毀損し、債権者が自己の有する債権について弁済を受けることをより困難にさせるものであるから、分割会社の債権者を詐害するものと認められる。そして、③詐害行為として取り消す範囲は、債権者たるXの被保全債権の額を限度

とするものであつて、Xは、逸出した財産の現物返還に代えてその価格賠償を請求することができる旨判示した。⁽¹⁾

(3) 控訴審判決の要旨

基本的に第一審判決を引用・維持し、次の三点を指摘して控訴を棄却し確定した。

①新設分割は詐害行為取消権の対象

「新設分割が会社法に基づく組織法上の法律行為であるとしても、新設分割は、新設分割会社がその事業に関する権利義務の全部又は一部を新設分割設立会社に承継させる法律行為であつて財産権を目的とする法律行為であるというべきであり、また、法人格の取得という点に着目して新設分割による会社設立をいわば身分上の行為であるということができるとしても、そのことによつて新設分割が財産権を目的とする法律行為でなくなるものではない。」「民法は私人及びその取引行為等に適用される一般法であり、会社であつても、会社法等の特別法に規定がない事項については民法の適用を受けることは当然である。」「新設分割無効の訴えと詐害行為取消権は要件及び効果を異にする別個の制度であり、新設分割無効の訴えの制度があること、あるいは新設分割による新設分割設立会社に新たな法律関係が生じていることなどによつて、新設分割により害される債権者の詐害行為取消権の行使が妨げられると解すべき根拠はない。」

②企業再編の目的があつても詐害性を認定

「新設分割が企業再編のために用いられるものであるとしても、そのことによつて詐害性がないとする」とはできない。また、新設分割は、債権者が主体的にこれに関与することがないまま行なわれ得るものであつて、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること

等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もつて当該債務者の事業又は経済生活の調整を図ることを目的とする民事再生法に基づく再生手続によるものではないから、再生手続による場合と同列に論じることはできない。」

(3) 本件は詐害行為の取消が是認される事案

「本件被保全債権を弁済し得る資力を有していない無資力の状態にあったY社が債権者を害することを知つて行う総債権者の共同担保となる一般財産を減少させる法律行為は詐害行為となるのであって、これを取り消し得ることは当然である。なお、相当の対価を得てした財産の处分行為の否認についての破産法（平成二六年法律第七五号）一六一条の規定を考慮しても、本件会社分割が詐害行為に該当しないということはできない。」

以上みたように、本判決は、新設分割が詐害行為取消権の対象となるとした上で、対価としての株式価格が相当であつても、具体的みて実質的な担保価値が減少することを問題とし本件新設分割の詐害性を認め、詐害行為取消権の行使を肯定している。そして会社分割が取消の対象となるとした上で、取消の効果は相対的なものとしている⁽²⁾。したがつて、会社設立の効果まで否定するわけではない。

2 法人格否認の法理の適用を控訴審で否定した判決

福岡高判平成二三・一〇・二七（金判一三八四号四九頁）

第一審 福岡地判平成二一・一・一四（金判一三六四号四二二頁）

(1) 事案の概要

本件会社分割は、六店舗のパチンコ店の経営等を業とするY₁株式会社が、Y₂株式会社（被告・控訴人）を新設し、そこへY₁の資産であるパチンコ店のうち経営収支が良好なA・B二店舗を譲渡して、残る店舗を閉鎖し、Y₁の債権者X（原告・被控訴人）に対する債務については、Y₂は一切承継しないという内容のものであった。なお、Y₁の代表取締役とY₂の代表取締役Y₃とは親子の関係にある。そのプロセスでは、Xへの債務弁済を前提にY₁関係者とX関係者との間で協議がなされていたが、その協議の中断後、Xが知らない間に本件会社分割の手続が進められた。なお、債権管理回収業を行うサービスであるXは、Y₁の取引先であつた銀行からY₁に対する本件貸金債権等の譲渡を受けたが、すでにその頃からY₁は経営の悪化で窮境の状況にあり、Y₁の事業再編スキーム等について協議をしていた。

本件会社分割が実行された後、これを知ったXに対して、Y₁およびY₂は、Y₂の債務引受け額に関する提案などもしたが、Xとの間で合意が成立するには至らなかつた。Y₁は、本件会社分割の効力発生日に、会社分割に伴う資産譲渡の対価としてY₂発行の全株式を取得したが、本件会社分割手続の完了と同時にこれを一株あたり一円計算でY₂の代表取締役Y₃に譲渡している（本件株式譲渡）。Y₂は、その後、増資により追加発行し、その割り当てを受けたY₃が出資した（本件增资）。その結果、Y₂の発行済株式は、すべてY₃の保有するところとなつた。

Xの主たる本件請求は、Y₁に対しては一五億円の貸金返還請求、Y₂に対しては、①主位的請求として、「法人格否認の法理」の適用を理由とするY₁に対するのと同額の履行請求、②予備的には不法行為または「詐害行為取消権」の行使を理由とする上記と同額の価額賠償請求等であつたが、原判決が①を是認して一五億円の支払請求を認めたところ、本判決は、①は認めず、②の詐害行為取消権の行使を認め、Y₁からY₂に移転したA・B二店舗の事業

価値を経営環境も勘案して八億円程度と認めた上で、XはY₂に対し八億円の支払を求めることができると判示した。

(2) 第一審判決の要旨

原審は、法人格否認の法理の適用によって、Y₂の責任を根拠付けた。⁽³⁾ すなわち、XとY₁の事業再編をめぐる密接な関係からすれば、互いに信頼や利益を著しく害さない信義則上の義務を負っていたとして、Y₁がXに対し秘密裏に会社分割を実行し、それに続いて株式譲渡や増資を行い、Xに不測の損害を被らせたことは信義則上の義務に違背するものであると認定し、法人格否認の法理によりY₂の責任を認めた。その結果、Y₂の責任がY₁から承継した資産の価額に限定されずY₁の債務一五億円が基準とされた。

(3) 控訴審判決の要旨

① 法人格否認の法理の適用を否定

「Y₂は、A・B二店舗を承継してY₁とは別個の事業体として独立して営業活動をしているのであり、一方、Y₁においては、A・B二店舗以外にも四店舗を有し、相応の不動産も保有して営業活動を行っていたが、平成一九年一月末に閉店して廃業するに至り、平成二二年六月二十五日解散して清算中である。そして、Y₂の代表者とY₁の代表者との間に親子関係があることは認められるものの、それ以上に、Y₁がY₂を支配や差配している事実を認めるに足りる確たる事情は証拠上窺うことができない。そうであれば、本件資金の関係に限つたとしても、Y₂をY₁と同視し、Y₂の法人格を否認して、Y₁と同様の責任を負担させるのが相当とは解することができない。」

また、上記のような事情に加えて、前記認定の本件会社分割に至る一連の経緯に照らすと、Y₁とXとの本件資金

債務の返済や会社分割に関する交渉を主導的、主体的に行っていたのは、Y₁であつて、Y₂ではないこと等からすれば、Y₂自身がXとの関係で信義則上何らかの責任や義務を負うとまでは解し難いというべきである。

したがつて、Xの、法人格の否認あるいは権利濫用なしし信義則違反に基づく契約責任の主張は、採用することができない。」

②詐害行為取消権の行使を認容

「本件会社分割は、本件株式譲渡及び本件増資と一連一体のものというべきであるから、実質的には、Xに対し、A・B二店舗の事業収益からの本件貸金の債権回収を著しく困難にさせる行為ということができる。そうすると、上記一連の行為は、債務者であるY₁の責任財産である一般財産を減少させて、債権者であるXに満足を得られなくなるものであるから、Xを害する行為といわざるを得ない。……本件会社分割、本件株式譲渡及び本件増資の一連の行為により、Xの利益が著しく損なわれる結果となることについては、Y₁においては十分認識していたものと認められる。また、……Y₁とY₂とは、互いに意を通じて、上記一連の行為を実行したものということができ「る」。

以上からすると、本件会社分割は、詐害行為を構成することになるから、Xは、詐害行為取消権の行使により、本件会社分割自体、Y₂に承継されたA・B二店舗に関する権利義務あるいは権利（資産）のみの取消しを求めることができるものというべきである。

ところで、……「これらの」承継を取り消しても、既に本件株式が譲渡され、さらに本件増資も行われていることと、新設会社であるY₂において事業が継続されてきており、その個別の資産の変動も生じていることが推認されること、その一方で、分割会社であるY₁が……閉店した後解散して清算中であること等からすれば、逸失した資産を個別に特定した上で返還させることは著しく困難ということができる。そうすると、本件においては、現物の返還

に代えて、その価格の賠償の方法での返還を認め得ることになるところ、本件会社分割により承継された営業権を含む資産全部、すなわち事業譲渡（事業継続）を前提とする事業価値に相当する価格の賠償を認め得るものと解するのが相当である。」

「……Y₁からY₂に移転されて逸出したのは、A・B二店舗の事業であるところ、事業継続を前提とするその事業価値としては、……Y₂においては、相応の営業利益を上げているが、パチンコ業界を取り巻く経営環境が厳しい状況にあること等を勘案すると、〔会計士の意見書の〕下限である二一億四八二六万八〇〇〇円の三分の一弱である八億円程度と認めるのが相当である。⁽⁴⁾」

詐害行為取消権の行使を認めた本判決と同一の方向を示す裁判例としては、①大阪地判平成二・八・二六（金法一九一六号一一三頁）、②大阪高判平成二・一二・一三（金法一九一六号一〇八頁）〔①の控訴審〕、③東京地判平成二三・五・二七（金判一三四四五号二六頁、金法一九〇二号一四四頁、判時二〇八三号一四八頁）、④東京高判平成二二・一〇・二七（金判一三五五号四二頁、金法一九一〇号七七頁）〔③の控訴審〕、⑤名古屋地判平成二三・七・二二（金判一三七五号四八頁、金法一九三六号一一八頁）、⑥名古屋高判平成二四・二・七（金法一九四五号一一一頁、判タ一三六九号二三二頁）〔⑤の控訴審〕など多数ある。したがつて、会社分割に詐害行為取消権の行使が認められるか否かの議論については、判例上克服されたとみることができる。⁽⁵⁾なお、本判決は会社分割自体の取消しを明確に認めているが、会社の設立という組織法上の行為自体を取り消す効果まで認めるわけではないことに留意したい。

3 法人格否認の法理を適用した判決

福岡地判平成二三・一二・一七（判タ一三四九号一七七頁、金判一三六四号二一頁、金法一九二三三号九五頁）

（1） 事案の概要

本件は、パチンコ店を経営するA会社（債務超過の状態）に対する債権を譲り受けた整理回収機構Xが、Aから新設分割により設立されたYについて、法人格否認の法理を理由にAに対する債権に基づき、Yに対し支払いを求めた事案である。なお、Aの代表者の妻がYの代表者に就任している。

（2） 本判決の要旨

本判決は、最二判昭和四八年一〇月二六日（民集二七巻九号一二四〇頁）を引用し、法人格の濫用の要件として、
①本件会社分割前のAと分割後のYでは、その事業態様や支配実態は実質的に変化がないと評価せざるを得ず、法人格がAの代表者およびその親族により意のままに道具として支配されているとして、「支配要件」を満たしていると認めた。そして、②支配者が違法または不当な目的を有する「目的要件」について、本件会社分割は、このままでは倒産するので、パチンコ店の経営は温存しつつ、本件会社分割を利用した債務整理を行おうとしたものであり、ほかの債権者には債務弁済について交渉を行いながら、Xに対しても担保抹消料以外には一切支払わないという態度を一貫してとり、弁済の交渉にも応じず不誠実な対応をとっていたこと等から、本件再建スキームの主目的は、Xに対する債務の支払いを免れることにあつたもので、本件会社分割をそのための単なる道具として利用しようとした意図が窺われる。しかも、Xは、配当が期待できる状態にあつたにもかかわらず、本件会社分割によつて

Aから配当を受ける見込みがほんないに等しい状態になり、債権者間の公平を欠く極めて恣意的な結果を生じるもので、信義則に反し違法または不当な目的を有していたと認定した。

そして、「法人格否認の法理は、詐害行為取消権とはその要件及び効果を異にするものであって、詐害行為取消権が行使できない場合でなければ、法人格否認の法理が適用できないこともない。」として、「Yは信義則上、Aと別法人であることを理由として、Xの本件債権に対する責任を免れることは許されない」と結論づけた。⁽⁶⁾

本件は、詐害行為取消権の行使によつても解決できた事案とみる余地もあるが、本判決が、法人格否認の法理を適用して解決したのは、満額の請求を認めるのが妥当と判断したことがその背景にあるように推測できる。

四 詐害行為取消権と法人格否認の法理

1 両者の適用要件

詐害行為取消権に関しては、現在では、会社分割に取消権の行使を認めることが前提に、①その対象について、会社分割自体かそれとも会社分割に伴う権利ないし資産であるかに議論が移っている。下級審判例では、実質的に会社分割に伴う権利等に重点があるよう窺われるが、最高裁もこれと同様のようにみえる。次に、②その要件については、会社分割が債務者の責任財産の実質的な減少を招き債権者を害する行為（客観的要件）があつて、債務者・受益者が詐害の事実を知つていてこと（主観的要件）が求められている。そして、行為の詐害性に関する、最近の判例は、詐害行為と詐害意思を分ける二元説は採らず、両者の要因を重視しながらも、それぞれを独立の要件とは捉えずに一連の行為と把握し、総合的に判断する相關関係説に立つ傾向にあるようにみえる。

法人格否認の法理の適用については、法人格の濫用とその形骸化の二類型を示した第一判昭和四四年二月二七日（民集三三巻二号五一一頁）に続いて、最二判昭和四八年一〇月二六日（民集二七巻九号一二四〇頁）が、法人格の濫用を認めるのに支配の要件を「実質的同一性」の要件とし、新旧両会社の実質的同一性を根拠に法人格否認の法理の適用の可否を判断した。これは、最近の最二判平成一七年七月一五日（民集五九巻六号一七四二頁）でも同様である。多数説は、法人格の濫用があるというためには、法人格がその背後にあつて支配している者により意のままに道具として支配されているという実質的同一性（支配の要件）があり、さらに支配者に「違法または不法の目的」（目的の要件）がある場合としてきた。いずれにせよ、法人格否認の法理を適用してきたこれまでの下級審の判例をみる限り、この法理適用の成否を支配要件と目的要件に即して詳細に検討しているとはいえそうにない。むしろ、結果の妥当性から、この法理適用の当否を判断しているよう見える。

なお、法人格否認の法理は新設分割に限定して適用されるべきで、吸收分割の場合には原則として法人格は否認されるべきでないとの指摘がある。⁽⁷⁾ 濫用的吸收分割においては、法人格否認の時点で支配者グループ以外の株主が承継会社に存在し、当該株主に何ら帰責事由がないにもかかわらず、法人格が否認されることによつて分割会社の債務を引受けこととなり、自己の持分価値が減少する形で害されることが問題であると説明される。これは、法人格否認の法理の適用場面を限定するものとして傾聴に値する。

2 両者の関係

残存債権者を保護するには、もっぱら民法四二四条の詐害行為取消権の行使によるべきか、それとも法人格否認の法理の要件を別に満たせば、それを適用する解決も認められるべきか。これについて見解は二分されている。⁽⁸⁾ 一

方で、法人格否認の法理の要件は、支配と目的にあるが、詐害的目的が認められれば詐害行為取消権によって保護が実現できるから、このような場合に法人格否認の法理を持ち出す必要はないとする意見がある。⁽⁹⁾ その反面、法人格否認の法理は、会社とその背後の者とを同一視して衡平な解決を図ることを目的とするもので、債務者による責任財産の減少行為を否認することで財産回復を図ろうとする詐害行為取消権とは、制度の趣旨や目的が異なるといふこともできる。むしろ、詐害行為取消しのごとき巻き戻し的な処理が生じない法人格否認の法理による解決が望ましいとする見解もある。⁽¹⁰⁾ 事案によつては、この法理の適用によらざるをえない場合もありえようが、明文規定で妥当な解決ができるのであれば、ことさらこの法理によるまでもないであろう。

法人格否認の法理が適用できれば、分割会社の債権者は承継会社等に対し債権の満額請求をすることも可能となり、しかも分割会社から移転した資産に限らず、分割後の事業を通じて得た資産からも弁済を受けられる。法人格否認の法理が他の法制度による解決が不可能な場合にのみ補充的に認められるべきものとまで考える必要はないとの基本的立場から、立法的解釈論として、詐害行為取消権の趣旨を勘案した法人格否認の法理の弾力的運用の検討を示唆する見解もある。⁽¹¹⁾ これは、濫用的会社分割における債権者保護の立法が実現していない現段階では、法人格否認の法理による解決も効果的ということであろう。確かに、この法理を適用することで事案によつては妥当な解決を得ることも期待されるが、法人格否認の法理の要件論としては個別具体的な要件の明確化が求められ、それが実現されるまでは明文規定の解釈と運用により解決し、また確立された私法の一般法理で解決するのが無難であるということができる。下級審判決が法人格否認の法理で解決した事案は、あるいは満額請求を認めるべき事例であったのかも知れない。

3 解決の方向

詐害行為取消権行使で解決するには、現行法の枠組では民法四二四条に依拠するほかないが、これによれば、法
人格否認の法理のごとき一般条項を避けて明文規定の適用で解決することができる。しかし、詐害行為取消権によ
ると、分割会社の債権者が承継会社等に請求できる額がそこに移された資産等に制限されるため、承継会社等の負
担が抑制されるメリットがある反面、請求額を算定する作業が必要となる。しかも、民法四二五条に定める詐害行
為取消権の趣旨からすれば、原状を回復するため、原則として目的物を債務者に返還するという効果に留まると解
される。ところが判例によれば、返還されるのが金銭・動産であれば、取消債権者は自己への引き渡しを求めるこ
とができ、金銭の場合には他の債権者に分配する義務もないとされる（最一小判昭和三九・一・二三民集一八卷一
号七六頁、最三小判昭和三七・一〇・九民集一六卷一〇号二〇七〇頁）。したがって、現物返還に代えて価額賠償
される場合、取消債権者は事実上の優先弁済が受けられるということになる。⁽¹²⁾ そうだとすれば、取消債権者が自己
の債権額を承継会社等に直接請求できるという意味では、法人格否認の法理を適用した結果と機能的には類似する
ことになる。⁽¹³⁾

これに対して、法人格否認法理の適用による解決では、一般条項の適用に内在する不安定さが否めないが、この
法理を適用すれば、分割会社の債権者は分割会社が負うべき債務の総額を請求できるので、詐害行為取消権の行使
に要求される事業価値を踏まえた賠償請求額の算定が不要となり、それだけ迅速な解決が期待できる。その反面、
請求される側の債務負担が過大となり、承継会社等の債権者に酷な結果となる場合もありうる。これらのことから、
例外的な事案に限つてこの法理を適用すべきである。

取消権が行使できる場合であっても、別途、法人格否認の法理の適用による解決は可能であるとされる傾向にあるが、いずれも適用できる場合は、明文の根拠のある方を優先するのが筋ということもできる。会社法制の見直しに関する要綱が示すように、承継会社等の責任が承継財産の価額を限度とされるのが基本的に妥当であるとするなら、法人格否認の法理の適用による解決は慎重に判断すべきこととなる。

法人格否認の法理は、小規模会社・親子会社を調整する会社法または取引法の未発達な状態に起因する不衡平を調整する一般条項に過ぎず、その適用事例を包括する要件を探求しても無内容となり、個別具体的要件の明確化が要件論として重要である。法人格否認の法理の適用が問題となる場面は、民法四二四条の詐害行為取消権の場面と競合しやすいが、詐害行為取消の事案に法人格否認の法理を適用するという一般条項の援用は慎重になすべきとする見解も有力に主張される。判例の一般的な傾向として、法人格否認の法理適用の徵表といわれる諸ファクターを裁判官が判旨の理由中に羅列しているといわざるをえず、法人格否認の法理の適用によるほかないとする根拠を判旨の理由中で明示すべきである。^[14] しかも、法人格が同一視されたことで承継会社等の債権者が多大の不利益を受けるが、このような曖昧な基準で法人制度に対する信頼を裏切るのは疑問である。法人格を否認して新旧会社を同一視するには、その影響するところをすべて考慮に入れる必要があり、同一視の結果についてやむをえない事情がある場合に限定されるべきである。^[15]

五 会社法改正要綱による規律

会社法制の見直しについて、法制審議会会社法部会は、平成二十三年一二月七日に「会社法制の見直しに関する中間試案」をまとめ^[16]、同月一四日、「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」を公表し、平成二十四年八月一

日に、「会社法制の見直しに関する要綱案」をとりまとめ、同年九月七日の同審議会総会において、要綱案を要綱として決定した。そこで、要綱第一部第五一「詐害的な会社分割等における債権者の保護」①②の規律を対象に、その規制を具体的に表現し直して本稿の課題に係る範囲で概観しておく。^[17]

(1) 要綱の規制内容

第五 会社分割等における債権者の保護

1 詐害的な会社分割等における債権者の保護

① 分割会社Aが、承継会社等Bに承継されない債務の債権者である残存債権者Xを害することを知つて会社分割をした場合には、Xは、B社等に対し、「承継した財産の価額」を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。ただし、吸収分割の場合であって、吸収分割承継会社（Bに相当—筆者注）が吸収分割の効力が生じた時において「Xを害すべき事実を知らなかつたとき」は、この限りでないものとする。
（筆者補注）新設分割の場合には、分割の効力発生前には承継する会社が存在しないため、善意要件から除外されていると推測できる。

② ①の債務を履行する責任は、A社がXを害することを知つて会社分割をしたことを知つた時から二年以内に請求又は請求の予告をしないXに対しでは、その期間を経過したときに消滅するものとする。会社分割の効力が生じた日から二〇年を経過したときも、同様とするものとする。

（注1）①の請求権は、分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定がされたときは、行使することができないものとする。

(注2) 事業譲渡及び営業譲渡（商法第一六条以下参照）についても、上記と同様の規律を設けるものとする。

(2) 要綱の概要

この要綱では、その要件として、詐害行為取消権（民法四二四条）と同様の主觀的要件を定めている。ただ、詐害行為取消権は、他人間の取引の取消であることから裁判上の請求に限定される。これに対し、要綱では、効果は現物返還に限定されず、商号続用責任のようにB社に裁判外で直接請求できるとした上で、承継財産の価額という責任限度額を設けている。そして、吸收分割の場合には、B社が悪意であることを責任の要件とし、さらに責任の除斥期間を定める（民法四二六条参照）。なお、事業譲渡（営業譲渡）にも以上と同様の規律を設けることとされたが、このような規定が設けられた場合、会社法二二条など現行の商号続用責任に関する諸規定について、これを削除すべきか修正して残すべきかが議論となる。

(3) 要綱の趣旨

要綱①における「承継した財産の価額」は、承継した積極財産の総額であり、そこから債務の価額は差し引かない。その理由は、「財産」という用語を使用していることのほか、承継した債務の価額を控除すると、詐害的な会社分割による会社財産の流出により、残存債権者が債権回収の可能性を損なわれないようにする本制度の目的が達成できないからであると説明される。しかし、承継会社の側からすれば、会社分割により承継した債務の分だけ財務状況の悪化の可能性があるとの指摘もみられる。⁽¹⁸⁾ 吸收分割における承継会社の既存債権者が害されないかという点については、「残存債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない」とされていることから、こ

の場合の債権者は、承継会社の取締役等に責任を追及することができるとの指摘もみられる。

なお、「請求」の方法については、他人間の法律行為を取り消す詐害行為取消権と異なつて、本制度では、残存債権者からの承継会社等に対する請求であるため、裁判上の請求に限定しないものと理解されている。⁽¹⁹⁾ 裁判外でも請求できるということになれば、詐害的会社分割を多少なりとも防止できるという効果が期待される。

要綱②（注1）は、倒産手続が開始された後は、要綱①の残存債権者の権利の行使は認められず、管財人等による否認権の行使に委ねることにして、分割会社の債権者間の平等を図るものとした。なお、要綱②（注2）は、詐害的な事業譲渡や個人商人間の営業譲渡についても、会社分割と同様に残存債権者保護の必要が生じるため、それらにも要綱①②と同じ規律が設けられた。このように、事業譲渡にも同様の規律が創設されることを前提に、商号続用者の責任を定める会社法三二条等の規定自体を詐害行為取消権的に構成し直す提案もみられる。⁽²⁰⁾

六 今後に備えて

かつて筆者は、いわゆる「よい会社分割」とは、窮境にある会社が会社分割で事業再生を図るときに、残存債権者に対し十分に説明したうえで、残存債権者への弁済が会社分割前よりも特段不利にならないよう配慮した会社分割である旨を指摘したことがある。⁽²¹⁾ 最近になって、倒産処理手続の諸原則の観点から、これを具体化した問題提起がみられる。それを参考にして、本稿の結びとしたい。

会社分割の制度は倒産処理に有用でありその処理手続に利用されるが、会社法の規定によれば、債権者の全く知らない間に分割が実行できる制度設計となつてきているため、これが濫用されやすい。残存債権者にとり唯一引き当たとなつていた資産が債権者の知らない間に移転され、その対価である承継会社等の株式も、極端に低い価格で第三

者あるいは分割会社の関係者に売却されたり、無用の増資によつて希釈化されたりすることで、債権者が害される事案が目立つてきた。そこで、詐害性の有無を判断するにあたつては、会社分割の行為だけに着目するのでは足りず、その意図や一連の行為を全体として見た上で判断することが求められる。

そこで重要な点は、詐害的・濫用的な会社分割であるか否かを分ける判断要素である。今後に備えて、これまでの判例から見えてきたものをまとめておきたい。この点で参考となるのは、倒産処理手続の原則である。その手続の一環として会社分割制度を活用するのであれば、透明性と衡平性、すなわち情報開示と債権者平等の原則に従う必要があるとの指摘がみられる。⁽²²⁾ それによれば、判断すべき要素として、次の諸点が掲げられている。最初に、①承継する資産や負債の切り分けが恣意的かどうか、債権者の協力の有無等で恣意的に切り分けることが問題と指摘される。この点については基本的に理解できるが、再建を図る上では協力してくれる債権者との関係が重視されるのは当然ともいえる。その意味で、恣意的かどうかの判断には慎重さが求められよう。その他、②残存債権者への通知、③残存債権者への情報開示や説明、④残存債権者の大多数の同意、⑤承継する資産評価の適正、⑥対価としての株式の適正な処分、⑦株式希釈化のための増資の有無、⑧配当率の確保などについては、指摘のとおりであろう。今後、これらを参考に判断基準を詰めていく作業が急がれるが、併せて倒産法との関係で議論をさらに深めることも今後の検討課題となる。⁽²³⁾

- (1) 本件原審の評決として、浅田隆・NBL九三九号四四頁（二〇一〇年）、足立格・銀行法務21 七二三号四頁（二〇一〇年）、内海順太・銀行法務21 七三号一二頁（二〇一〇年）参照。
- (2) 本件の評決として、伊藤靖史・リマーケス四三号一〇二頁（二〇一一年）、菊田秀雄・監査役五八〇号五八頁（二〇一一年）、小出篤・会社法判例百選「第二版」一八八頁（二〇一一年）、弥永真生・ジュリ一四一二号六八頁（二〇一〇年）

年)、山下眞弘・金判「三七七号二頁(二〇一二年)参照。本件を素材とした研究には、伊藤邦彦「濫用的会社分割に対して金融債権者が取り得る対応策の検討——東京高判平三一・一〇・二七を糸口として」金法一九一八号一〇一頁(二〇一一年)、神作裕之「濫用的会社分割と詐害行為取消権(上)(下)——東京高判平成二年一〇月二七日を素材として——」商事一九二四号四頁、同一九二五号四〇頁(二〇一二年)、弥永真生「株式会社の新設分割と詐害行為取消し——東京高判平三一・一〇・二七を契機として」金法一九一〇号三〇頁(二〇一〇年)等がある。

- (3) 片木晴彦「原審評釈」リマーカス四四号八二頁(二〇一二年)参照。
- (4) 受川環大「本件解説」TKCローライブライアラリー速報判例解説・商法No四九(二〇一二年)、山下眞弘「本件評釈」金判一四〇三号二頁(二〇一二年)参照。
- (5) 神田秀樹「会社分割と債権者保護」ジユリ一四三九号六三頁(二〇一二年)参照。
- (6) 高橋英治「本件解説」平成二三年度重要判例解説一〇五頁(二〇一二年)参照。
- (7) 高橋・前掲注(6)平成二三年度重要判例解説一〇七頁参照。
- (8) 江頭憲治郎編「会社法コンメンタール」九二頁(後藤元)「商事法務」二〇一〇年)参照。
- (9) 黒木和彰・川口珠青「濫用的会社分割をめぐる問題点」金法一九〇二号七四頁(二〇一〇年)、難波孝一「会社分割の濫用を巡る諸問題」判タ一三三七号三七頁(二〇一二年)参照。
- (10) 神作裕之「商法学者が考える濫用的会社分割問題」金法一九一四号五一二頁(二〇一二年)参照。
- (11) 森本滋「会社分割制度と債権者保護」金法一九二三号三五頁(二〇一一年)参照。
- (12) 松中学「詐害行為取消権と法人格否認の法理——商法から」法セ六九五号八頁(二〇一二年)参照。なお、事実上の優先弁済については、これを否定する方向で債権法改正が検討されているとのことである。井上聰・石川晃啓「詐害行為取消権」金法一九五九号一〇頁(二〇一二年)参照。
- (13) 高須順一「詐害行為取消権と法人格否認の法理——民法から」法セ六九五号四頁(二〇一二年)参照。
- (14) 江頭憲治郎「会社法人格否認の法理」一六二頁(注40)、四一六頁(東京大学出版会、一九八〇年)参照。
- (15) 浜田道代「判例評釈(大阪高判昭和五〇年三月二八日)」判評一〇七号二七頁(判時八〇七号一四一頁)(一九七六年)参照。

- (16) 中間試案に至る経緯については、柿平宏明「会社法見直し中間試案をめぐつて——組織再編と会社分割の在り方」事業再生と債権管理一三七号一四一頁(二〇一二年)参照。なお、会社分割の規律に関する中間試案の内容には、各界でも賛成意見が多数を占めていたようである(法務省民事局参事官・坂本三郎ほか「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する各界意見の分析〔下〕商事一九六五号四四頁(二〇一二年))。
- (17) 岩原紳作「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔V〕商事一九七九号九頁(二〇一二年)。
- (18) 奥山健志・若林功晃「会社法制の見直しに関する中間試案を踏まえた実務の検討(五・完)」商事一九六〇号一二二頁(二〇一二年)参照。
- (19) 竹平征吾「詐害的会社分割と金融機関の債権回収」金法一九五五号二七頁(二〇一二年)参照。
- (20) 山下真弘「事業承継会社責任規制の立法論的検討——商号統用基準か詐害性基準か——」阪大法学六〇巻五号二二頁(注25)(二〇一二年)参照。
- (21) 山下真弘「判例による詐害的会社分割と債権者・労働者の保護——事業承継をめぐる解釈論の限界——」阪大法学六一巻三・四号一四頁(二〇一一年)参照。
- (22) 綾克己「濫用的会社分割の分水嶺」事業再生と債権管理一三七号一五三頁(二〇一二年)参照。
- (23) 第一東京弁護士会倒産法研究部会編著「会社分割と倒産法」六四頁、一八八頁、二五三頁(清文社、二〇一二年)参照。

〔付記〕 本稿は、平成二三年度(一五年度)の科学的研究費補助金・基盤研究(C)「中小企業の親族間事業承継にかかる労働法・会社法・家族法からの分析」(研究代表・水島郁子)による研究成果の一部である。